

議会議案第 9 号

義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

上記意見書案を別紙のとおり安中市議会会議規則第 13 条の規定により提出します。

令和 8 年 9 月 25 日提出

提 出 者	安中市議会議員	柳 沢 浩 之
賛 成 者	安中市議会議員	金 井 登美雄
	同	武 者 葉 子
	同	櫻 井 喜久江
	同	吉 岡 完 司
	同	原 田 大
	同	金 井 久 男

安中市議会議長 佐 藤 貴 雄 様

義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。給特法等改正を受け、義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は28年度までに35人に引き下げられます。今後は、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。また、4月から学校の働き方改革は教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置実施計画によりすすめられますが、「3分類」にかかわらず業務の外部移行・委託を行うための国による自治体への財政措置等が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、2027年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を願います。

記

1. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和8年9月 日

安中市議会議長 佐藤 貴雄

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣